

福井県内における令和7年国勢調査広報業務 委託仕様書

1 委託業務名

福井県内における令和7年国勢調査広報業務

2 委託業務の概要

(1) 業務の目的

国勢調査は、日本に住むすべての人と世帯を対象として、5年に1度実施される国の最も重要な統計調査である。国内の人および世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的としており、国勢調査から得られる様々な統計は、国や地方公共団体の政治・行政において利用されることはもとより、民間企業や研究機関でも広く利用され、そのような利用を通じて国民生活に役立てられている。

この国勢調査を円滑に実施するため、福井県に住む全ての人を対象とした広報を展開し、調査の趣旨、必要性、調査方法などを県民に周知し、幅広く認知を獲得するとともに、県民全員の参加と協力を得られるような効果的かつ訴求力のある広報を行うことを目的とする。

(2) 業務の方針

企画にあたっては以下の方針を踏まえた内容とすること。

【方針①】

全員が調査の対象であること、重要な調査であること、回答は義務であることなどを伝え、参加を促す。

【方針②】

オンラインでの回答が簡単で便利（※）であることを伝え、オンライン回答への意欲を高め、参加を促す。

※世帯ごとの二次元バーコードが用意されており、カメラ付きスマートフォン等で読み取ればID等を入力することなく回答用のサイトにログインできる。

【方針③】

世帯の属性や調査スケジュールに応じて訴求内容を柔軟に使い分け、調査の認知から回答までの流れを効果的に生み出す。

（国勢調査スケジュール）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・調査基準日 10月1日・インターネット回答用ID及び調査票（紙）配布期間 9月20日～9月30日・インターネット回答期間 9月20日～10月8日・調査票（紙）回答期間 10月1日～10月8日・調査票（紙）の当初回収期間 10月1日～10月8日・調査票（紙）の提出状況の確認 10月9日～10月16日・調査票（紙）の督促回収期間 10月17日～10月27日 |
|--|

- (3) 業務委託期間
契約日から10月31日まで
- (4) 委託上限額
4,500千円(消費税および地方消費税を含む。)

3 委託業務の内容

(1) イベントの企画、運営、実施

- ・調査に対する県民の認知と理解を広げることを目的としたイベントを実施すること。
- ・場所、回数、時期は以下のとおりとすること。
 - <場所> 嶺北地域、嶺南地域 それぞれ1か所以上
 - <回数> それぞれ最低1日以上
 - ※予定する開催時間も示すこと。
 - <時期> 9月20日～9月末までの土・日・祝日
- ・開催場所は想定する来場者の数や層を明確にした上で設定すること。
- ・効果的な集客を図るための企画を提案に盛り込むこと。
- ・「オンライン回答体験ブース」を準備し、体験用端末(タブレット)を設置すること。(※)
 - ※オンライン回答体験に必要なパッケージファイルは統計調査課から提供する。
 - ※想定する来場者数等から必要となる端末数を適切に設定すること。
 - ※パッケージファイルの利用にあたり必要となる端末の要件は「参考資料2 「オンライン回答体験」ブースの開設・運用に係る取扱いについて」のとおり。
- ・会場設営、会場管理(事前に必要となる許可申請等を含む)はすべて受託者が行うこと。
- ・イベント当日は統計調査課職員1名が、質問・相談等に対する対応が困難な場合の補助として会場に待機する。
- ・広報用品として実施周知用ポスター、実施周知用リーフレット、ボールペン220本、コットンバック(A4サイズ)220個の提供が可能。(詳しくは「参考資料3 提供可能な広報用品・素材」を参照すること。)

(2) 街頭啓発活動の企画、運営、実施

- ・通勤、通学する歩行者をターゲットとした街頭啓発を実施すること。
- ・場所、日時は以下のとおりとすること。
 - <場所> ハピライン福井駅(福井市中央1-1-1)
 - <日時> 9月26日～10月1日のうち、平日いずれか1日
 - 7:30～8:30(1時間)に実施
- ・新聞、テレビなど各種メディアによる取材を呼び込めるような仕掛けを提案に盛り込むこと。
- ・「国勢調査」の啓発活動であることが歩行者に一目で伝わるような視覚的な工夫

を提案に盛り込むこと。

- ・当日は統計調査課が用意するA4クリアファイルと周知実施用リーフレットのセット（1,500セット（予定））を配布すること。
- ・統計調査課職員（3名程度）も配布活動に参加する計画とすること。
- ・当該活動に係る運営（事前に必要となる許可申請等を含む）はすべて受託者が行うこと。
- ・「センサスくん着ぐるみ」（「参考資料3 提供可能な広報用品・素材」のとおり）の貸出しが可能。

（3）業務の方針を意識した広報

- ・「2 委託業務の概要」の「（2）業務の方針」に示した【方針①】、【方針②】および【方針③】（以下【方針①】、【方針②】、【方針③】という。）に沿った提案を行うこと。
- ・「3 業務委託の内容」の（1）、（2）と重複のない効果的な企画を提案すること。
また、いずれの企画についても、【方針③】をどのように考慮した提案であるかについて説明を付すこと。
- ・提案にあたっては方針ごとのテーマを意識すること。
- ・ターゲットは県民全体であるが、各方針における重点ターゲットに絞った提案としてもよい。

【方針①】全員が調査の対象であること、重要な調査であること、回答は義務であることなどを伝え、参加を促す。

テーマ	・ 調査実施の周知 ・ 調査の重要性等の理解促進および回答促進
重点ターゲット	単身若年層、共働き世帯（日中不在となる世帯）

【方針②】オンラインでの回答が簡単で便利であることを伝え、オンライン回答への意欲を高め、参加を促す。

テーマ	オンライン回答の簡便性の周知および回答の促進
重点ターゲット	シニア層（特にスマートフォンなどを日常的に使用している世代）

【方針③】世帯の属性や調査スケジュールに応じて訴求内容を柔軟に使い分け、調査の認知から回答までの流れを効果的に生み出す。

テーマ	・ 効果的な手法・内容・タイミングの選択 ・ 調査票の配布から回収（督促）までのプロセスを意識した広報
-----	--

(4) 自由提案

- ・「3 業務委託の内容」の(1)～(3)と重複のない効果的な企画を提案すること。
- ・提案にあたっては、企画の目的やターゲットを明示すること。
- ・【方針③】をどのように考慮した提案であるかについて説明を付すこと。
- ・手法、内容、タイミング等は自由とする。

4 共通事項

- (1) 費用対効果を考慮し、適切な手法、内容、タイミング等を選定すること。
- (2) 提案に当たっては、対象者や実施（掲載）回数、実施（掲載）期間（スケジュール）、実施体制、実施方法等について、数値等を用いて具体的な企画案を明示すること。
- (3) 提供する広報素材は「参考資料3 提供可能な広報用品・素材」のとおりであるため、企画提案の参考とすること。
- (4) 国、県および市町が直接実施する予定の広報は、「参考資料4 国、県、市町で実施予定の広報一覧」のとおりであるため、企画提案の参考とすること。

5 業務工程表等の作成

受託者は、契約締結後速やかに業務工程表（業務実施体制、スケジュール等）を提出し、委託者の承諾を得ること。

6 委託者との協議等

- (1) 本業務の実施に当たって、受託者は委託者との連携を密にし、適宜協議または打ち合わせを行いながら、進捗状況の管理を常に適切に行い、誠実に業務を進めること。
- (2) 受託者は、委託者と協議および打ち合わせをした場合は、その内容および連絡事項の適切な記録を作成し、相互に確認すること。

7 実績報告

- (1) 受託者は、本業務が終了したときは、委託契約書第6条第1項の規定に基づき、速やかに次の事項を記載した実績報告書を委託者に提出し、委託者による検査を受けなければならない。
 - ・ 契約件名
 - ・ 契約期間
 - ・ 委託業務完了年月日
 - ・ 実施した委託業務の概要※本仕様書の「3 委託業務の内容(1)～(4)」の項目ごとに実施内容が分かるように記載すること。
- ・ 本業務に要した経費の内訳（収支決算書、支出の費目別内訳等）

- ・その他、事業実施に係る補足説明資料
- (2) 受託者の責に帰すべき理由による実績報告書の不良箇所が発見された場合、受託者は速やかに訂正、補足、その他必要な措置を取らなければならない。

8 成果物

本業務で作成した成果物の著作権は、県に帰属するものとする。なお、業務完了後に使用することがあるため、受託者は、事業実施に際して作成した成果物（音声、映像、画像等）にあってはそのデータ）を作成後速やかに県に提出すること。

9 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、その都度委託者と協議の上、定めるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合も同様に協議の上、解決を図るものとする。
- (2) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿およびすべての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (3) 受託者は、業務実施過程で発生した障害や事故等については、大小にかかわらず委託者に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (4) 受託者は、業務実施過程に疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (5) 本業務の委託料は、業務終了後、受託者からの請求により支払う。
- (6) 本業務の全部または一部を第三者に委託することはできない。ただし、部分的な業務について、書面により知事の承諾を得たときは可能とする。
- (7) 業務に必要な許可等の手続きについては受託者が行う。